

未来を育てよう、スポーツの力で
Raise the future with the power of sport

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

令和5事業年度 **事業報告書**

■ 編集方針

本事業報告書は、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、同条第 1 項で定める財務諸表に添付して主務大臣に提出する法定書類です。

本事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(平成 30 年 9 月 3 日)」を踏まえたものとし、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)のコーポレートメッセージ、「未来を育てよう、スポーツの力で。」の実現に向けた様々な取組について、国民の皆様をはじめとする各ステークホルダーに御紹介し、JSC に対する御理解を深めてもらうことを目的としています。

■ 対象期間

本事業報告書の対象範囲は、令和 5 事業年度(令和 5 年 4 月 1 日~令和 6 年 3 月 31 日)となりますが、一部前後の内容を含みます。

■ 財務数値に関する事項

本事業報告書における計数は、単位未満を原則として四捨五入しています。したがって、各計数の和は内数の合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、該当数字のない場合は「-」で示しています。

理事長メッセージ

はじめに

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)は、我が国における「スポーツの振興」及び「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的・専門的機関として、多岐にわたる業務を実施しています。

第 5 期中期目標期間(令和 5 年度～令和 9 年度)において、令和 5 年度は、その初年度に当たります。その目標を達成するべく、前向きで活力に満ちた社会を作るために、スポ

ーツの価値を伝えることにより「多様な主体が参画できるスポーツの機会」を創出することや、関係各団体との連携・協力により「東京 2020 大会のスポーツ・レガシーの発展」の実現、災害共済給付の円滑な実施に取り組むなど、スポーツ基本法、スポーツ基本計画等の国の施策を推進するべく、日本のスポーツ界等における政策実施機能を担っています。

令和 5 年度の取組

第 4 期中期目標期間における業務実績についての評価結果等を踏まえつつ、令和 5 年度は、第 5 期中期目標期間の 1 年目として、中期目標・中期計画に定められた業務について、今後を見据えた新たな取組を行いました。

スポーツ振興助成については、Jリーグ及び海外サッカーリーグ等の日程に応じて、週中の試合を対象とした販売や年末年始も販売を行うことにより、BIG 系商品の販売機会拡大に努めたほか、キャリアオーバーの有無に関わらず BIG の 1 等当せん金額が最高 7 億 7 万 7 千円となる開催回を実施するなど、助成財源の確保を目指し売上向上に取り組んだ結果、年度売上額が 4 年連続 1,000 億円を超え、さらには約 1,204 億円の過去最高を達成しました。

民間事業化を進める国立競技場については、サッカー、ラグビー、陸上等の大規模スポーツイベントの利用に供し、国内のスポーツ振興及び国際的認知の向上に努めました。このほか、施設の立地・スペックを最大限生かした利用方法の提案等により、展示会・撮影等の多様な利用にも供しました。また、利用エリアの区分等による複層的な利用や施設利用者との調整等による並行的な利用を促すなど、国立競

技場の利用市場の拡大に資する創意工夫を行い、稼働日数 211 日(対目標値比 132.7%)を達成しました。結果、当初予算に比べ、5 億円以上の増収となり、民間事業化に向けて利用市場拡大・創出の可能性を示しました。

令和 5 年 11 月にスイス・ローザンヌにて、ローイングの国際統括団体であるワールドローイングとバーチャルスポーツに関する国際共同研究プロジェクトを目的とした連携協定覚書(MOU)を締結しました。JSC としては、国際競技連盟との MOU 締結は初となります。近年バーチャルスポーツを取り巻く環境は著しく進展しており、社会の様々な価値観に影響を与える非常に大きな存在へと成長を続けています。JSC とワールドローイングは、その先進事例として、また東京 2020 大会のレガシーとして、これまでの国際ネットワークを維持・強化することで、スポーツのさらなる発展に向けたバーチャルスポーツ分野に関連する国際共同研究を双方で推進することを確認しました。

第 5 期中期目標の達成に向けて



JSC では、第 5 期中期目標の指示を受け、令和 5 年度から新たに始まった中期目標期間において、これからの 5 年間で着実に目標達成を目指していきます。

具体的には、組織における内部統制やガバナンスの強化を意識しつつ、以下の取組に尽力してまいります。

- ・ 観客やアスリートに対するより優れたサービスの提供やスポーツ GDP の増大等に寄与する観点、国民負担軽減などの観点から、国の指針等を踏まえながら、国立競技場及び秩父宮ラグビー場の PFI 事業(民間事業化)に取り組みます。
- ・ 国立代々木競技場、味の素ナショナルトレーニングセンター、味の素フィールド西が丘等の所管するスポーツ施設の適切な管理運営に努めるとともに、国立登山研修所の機能強化に取り組み、スポーツの振興に寄与します。
- ・ 我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)の機能を更に向上させるため、JOC、JPC、中央競技団体(NF)、地域のスポーツ医・科学センター及び大学・産業界等との連携を強化します。併せて、国際情報分析機能の強化に努めます。オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、オールジャパン体制でトップアスリートの競技力向上を支えます。
- ・ そのほか、オリンピック・パラリンピック競技大会やアジア競技大会・アジアパラ競技大会に出場する日本代表選手に対して、最先端のスポーツ医・科学、情報サービス等を提供し、その活躍を支えるため、大会期間中、大会開催地に拠点を開設し、アスリートの支援に努めます。
- ・ スポーツの振興の重要な財源を生み出すスポーツくじの販売促進に努めます。また、トップスポーツや地域スポーツ振興のためのより効果的な助成金の配分に努めます。

- ・ アスリートが安心して競技に打ち込める環境等を確保し、クリーンでフェアなスポーツを推進するため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の推進等、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行います。
- ・ 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)の円滑な実施に努めるとともに、学校、家庭や地域におけるこどもの事故防止に関する幅広い情報提供等に積極的に取り組みます。

以上の取組を実行するとともに、国民の皆様一人ひとりの元気や感動、明日への力につながるよう、スポーツや健康保持の意義を踏まえた貢献をしてまいります。

そのためにも、冒頭に申し上げた「スポーツの振興」と「児童生徒等の健康の保持増進」という 2 つの柱がしっかり促進されるよう、国や地方公共団体、NF 等の関係者との連携強化を図っていきます。

さて、この「令和 5 事業年度 事業報告書」は、国民の皆様を始めとする関係の皆様、令和 5 年度を中心とする JSC の活動をご理解いただくために作成したものです。我が国のスポーツ政策の実施機関である JSC の全体像のご理解に役立てばと存じます。

今後も、「未来を育てよう、スポーツの力で。」を掲げ、社会が大きく変化する中においても、豊かな、よりよい未来を切り拓くために力を尽くしてまいります。引き続き、皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本スポーツ振興センター
JAPAN SPORT COUNCIL

理事長 芦立 訓



目次

理事長メッセージ

Topics

- 令和5年度の主な取組 1

法人の目的等

- 法人の目的及び業務内容 2
 - 法人の目的
 - 業務内容
- 政策体系における法人の位置付け及び役割 3
- 中期目標 4
 - 概要
 - 一定の事業等のまとめりごとの目標

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

- 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等 6
- 中期計画及び年度計画 7
- 持続的に適正なサービスを提供するための源泉 9
 - ガバナンスの状況
 - 役員等の状況
 - 職員の状況
 - 重要な施設等の整備等の状況
 - 純資産の状況
 - 財源の状況
 - 社会及び環境への配慮等の状況
 - 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉
- 業務運営上の課題・リスク及びその対応策 16
 - リスク管理の状況
 - リスクへの対応状況等

業績の適正な評価に資する情報

業績の適正な評価の前提情報	18
業績の成果と使用した資源との対比	20
■ 令和 5 年度の業務実績とその自己評価	
■ 主務大臣による当中期目標期間における過年度の総合評定の状況	
予算と決算との対比	22

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

財務諸表の要約	24
内部統制の運用に関する情報	27
■ 業務運営に係る経営方針の明確化	
■ 内部統制に対する職員への理解促進	
■ 業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング	
■ 内部統制強化に関する取組	

その他法人の基本情報等

法人の基本情報	29
■ 組織の沿革	
■ 設立に係る根拠法	
■ 主務大臣	
■ 組織体制	
■ 事務所等の所在地	
■ 主要な指定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
■ 主要な財務データの経年比較	
■ 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
参考情報	35
■ 財務諸表の科目の説明	
■ その他の公表資料	
■ 関連 URL	

Topics

～令和5年度の主な取組～

JSCでは、「スポーツの振興」及び「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的機関として、令和5年度は、以下のような取組を進めてまいりました。

スポーツくじ過去最高売上達成

Jリーグ及び海外サッカーリーグ等の日程に応じて、週中の試合を対象とした販売や年末年始も販売を行うことにより、BIG系商品の販売機会拡大に努めたほか、キャリーオーバーの有無に関わらずBIGの1等当せん金額が最高7億7万7千円となる開催回を実施するとともに、WINNERでは、バスケットボールワールドカップなどを対象に販売した結果、過去最高となる売上額約1,204億円を記録しました。



国立競技場の積極的な利活用

利用エリアの区分等による複層的な利用や施設利用者との調整等による並行的な利用を促すなどの取組により、国立競技場の利用市場の拡大に資する創意工夫を行い、稼働日数211日(対目標値比132.7%)を達成し、当初予算に比べ、5億円以上の増収となり、民間事業化に向けて利用市場拡大・創出の可能性を示しました。



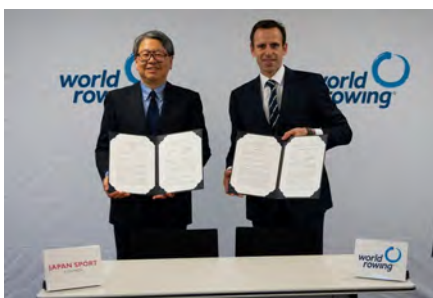
©J.LEAGUE



JSC初の国際競技連盟との連携協定

バーチャルスポーツに関する国際共同研究プロジェクトを進めているJSCは、ワールドローイングと、国際統括団体では初めてとなる連携協定覚書(MOU)を締結しました。

また、このMOUを活用してバーチャルスポーツフォーラム(スポーツ庁受託事業)の開催に協力し、競技力向上に向けたバーチャルスポーツの国内の普及促進に取り組みました。



WEB

業務実績報告書(自己評価)

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

法人の目的及び業務内容

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、皆様の心身の健全な発展に寄与することを目的として、様々な業務を行ってまいります。

法人の目的

JSC は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校(高等課程に係るものに限る。)(第十五条第一項第八号を除き、以下「学校」と総称する。)の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 3 条)

業務内容

JSC は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 3 条の目的を達成するため、以下の業務を行っています。

- (1) その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと
- (2) スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。)が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと
 - ・ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
 - ・ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- (3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと
- (4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと
- (5) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)に規定する業務を行うこと
- (6) スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと
- (7) 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)につき、当該児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。)を行うこと
- (8) スポーツ及び学校安全(学校(学校教育法第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園及び学校教育法第 124 条に規定する専修学校をいう。)における安全教育及び安全管理をいう。)その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと
- (9) (8)に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと
- (10) (1)～(9)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
- (11) (1)～(10)に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、(1)に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うこと

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条)

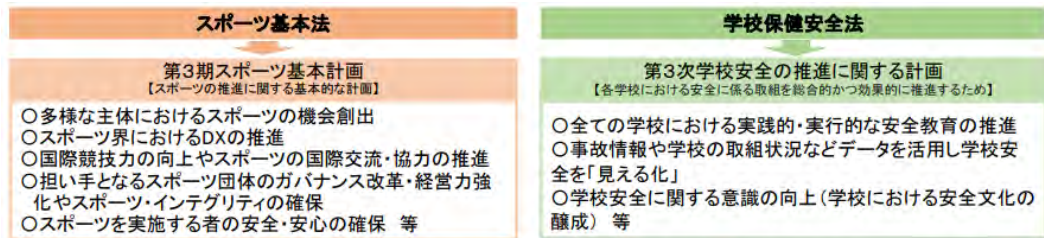
政策体系における法人の位置付け及び役割

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「スポーツ立国」の実現に向け、我が国のスポーツ振興の中核機関として、多様な主体におけるスポーツの機会創出など、関係機関と連携しながら様々な施策を展開してまいります。

JSCは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)及び令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で対象として策定した「第 3 期スポーツ基本計画」(令和 4 年 3 月文部科学大臣決定)に基づき、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、学校管理下における児童生徒等の死亡事故や障害・重度の負傷を伴う事故を限りなく少なくさせるため、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)及び同法に基づく学校安全の推進に関する計画に基づき、学校安全に係る施策に取り組む必要があります。

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣である文部科学大臣により定められた、JSC が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)における政策体系図は以下のとおりです。なお、令和 5 年 4 月 1 日から、こども家庭庁の設置に伴い、災害共済給付に係る事項については、内閣総理大臣が主務大臣となりました。

政策体系図



第5期中期目標期間における日本スポーツ振興センターのミッション

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献

- ①スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を利用してスポーツの振興を図る。
- ②ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、JOC、JPC、NF、地域の関係機関等とも連携しながら、国際競技力の向上に取り組む。
- ③スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金の財源確保及び地域スポーツ振興等への効果的な助成を行う。
- ④クリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の推進に対するスポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。
- ⑤学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。

使命等と目標との関係

(使命)

我が国のスポーツ振興の中核的な役割を担う機関として、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、災害共済給付の実施及び当該事務から得られた情報を活かし児童生徒等の事故予防に貢献する。

(現状・課題)

- ◆強み
 - ・大規模スポーツ施設の利活用を通じたスポーツ振興
 - ・スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報サポートや高度な科学的トレーニング環境の提供
 - ・災害共済給付の実施によって蓄積した災害事故情報を活用した学校事故防止のための取組の推進
- ◆弱み・課題
 - ・JSCにおいて蓄積された独自データや経験等をより有効に活用し、スポーツを通じた社会に還元する仕組み

(環境変化)

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが必要。
- すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、スポーツの多様な価値を守り、享受できるように、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが必要。
- 法人の業務遂行全般に当たり、スポーツ・インテグリティを確保し、大規模スポーツ大会のみならず、スポーツ事業に関連する団体等における各種のスポーツ事業の適切な計画、運営により、スポーツの力を通じて社会をより良く発展させる努力が必要。

(中期目標)

- スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツ振興
- ハイパフォーマンススポーツセンターの機能強化を図りつつ、関係機関とも連携しながら国際競技力の向上を図る
- スポーツ振興くじにより助成財源を確保し、地域スポーツの振興のために効果的な助成を実施
- スポーツ・インテグリティの確保のため、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底やドーピング防止活動の支援を実施
- 災害共済給付の実施によって得られた災害事故情報を学校関係者等に広く提供し、学校等における事故防止の取組を支援

- WEB** スポーツ基本法【スポーツ庁HP】
<https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm>
- WEB** 第3期スポーツ基本計画【スポーツ庁HP】
<https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop01/list/1372413.00001.htm>
- WEB** 中期目標
<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

中期目標

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、令和 5 年度より開始された第 5 期中期目標期間において、文部科学省・スポーツ庁と連携の下「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮してまいります。

概要

我が国においては、令和 2 年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)は開催が 1 年延期され、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で開催されました。東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させました。東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方については、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっています。

JSC は、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが求められています。また、すべての人がスポーツにアクセスできる社会を目指すとともに、スポーツ基本法に掲げるスポーツの多様な価値を守り、享受できるよう、スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現することが求められます。加えて、法人の業務遂行全般に当たっては、スポーツ・インテグリティを確保し、大規模スポーツ大会のみならず、スポーツ団体、地方公共団体、その他スポーツ事業に関連する団体における各種のスポーツ事業の適切な計画、運営により、スポーツの力を通じて社会をより良く発展させる努力が必要です。

こうした、JSC の位置付け及び役割を踏まえ、JSC が達成すべき業務運営に関する「独立行政法人日本スポーツ振興センターが達成すべき業務運営に関する目標(文部科学省指示令和 5 年 2 月 28 日)」(中期目標)は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣により定められています。

中期目標の期間

第 5 期中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間となっています。

WEB

中期目標

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

一定の事業等のまとめりとごとの目標

JSC では、中期目標における一定の事業等のまとめりとごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。一定の事業等のまとめりと各勘定区分の関係は以下のとおりです。

一定の事業等のまとめり	勘定区分
1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	
<p>国立競技場及び新秩父宮ラグビー場(仮称)について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。</p> <p>秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、JSCがこれまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。</p>	特定業務勘定 一般勘定
2. 国際競技力の向上のための取組	
<p>スポーツ基本計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」(令和 3 年 12 月スポーツ庁長官決定)を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)の機能強化を図りつつ、日本オリンピック委員会(JOC)、日本パラリンピック委員会(JPC)、各競技団体、地域のスポーツ医・科学センター及び大学等と連携し、オリンピック・パラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、国際競技力の向上に取り組む。</p>	特定業務勘定 一般勘定

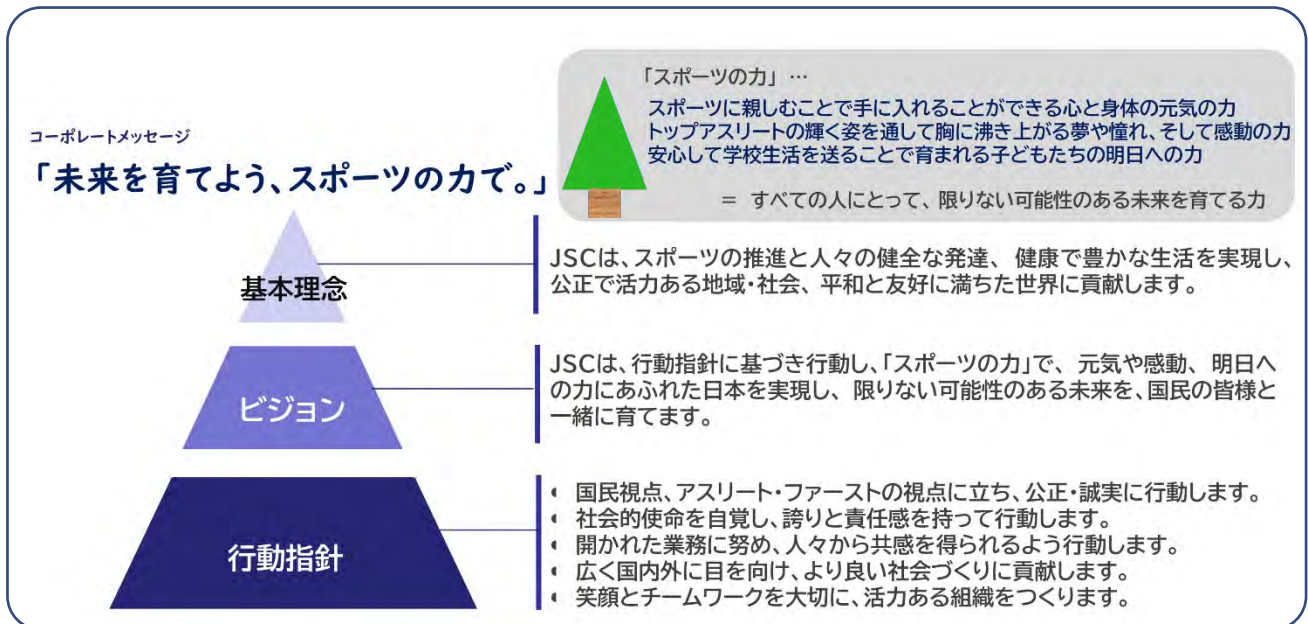
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	
<p>スポーツの振興を図るため、スポーツ振興くじによる助成金について、十分な財源の確保に努めるとともに、その助成金をはじめとしたスポーツ振興助成制度においては、効果的な助成を実施していく必要がある。</p> <p>特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努める。</p> <p>また、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。</p>	投票勘定 一般勘定
4. スポーツ・インテグリティの確保	
<p>スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、関係機関と連携・協働しながら、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底及びドーピング防止活動の推進に対し、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。</p>	一般勘定
5. 学校安全のための災害共済給付の実施	
<p>学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付実績から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校等における事故防止の取組に対する支援を行う。</p>	災害共済給付勘定 免責特約勘定 一般勘定

法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「未来を育てよう、スポーツの力で。」というコーポレート・メッセージを掲げ、第 5 期中期目標の達成及びその先の社会づくりに貢献することを目的として、中長期的な戦略の検討を進めるなど、理事長のリーダーシップの下、取組を進めてまいります。

基本理念等

JSC では、基本理念(JSC のミッション)、ビジョン(JSC が目指す姿)を定め、ビジョンを表現するものとして、コーポレート・メッセージを掲げています。また、基本理念とビジョンを実現するために行動指針を定めており、「スポーツの力」で、元気や感動、明日への力にあふれた日本を実現し、限りない可能性のある未来を育てるために事業を確実に実施し、より質の高いサービスを提供できることを目指します。



WEB

基本理念等

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/751/Default.aspx>

中長期的な戦略に基づく取組

上記基本理念等の実現に向けて中長期的な視点を持ち、組織横断的な連携を更に強化しつつ、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるべく取り組めます。

そのために、重要な経営資源の一つである職員に関する取組として、人件費予算の見通し等に基づき「令和 5 年度採用計画」を策定し、文部科学省文教団体職員採用試験、一般事務職の中途採用試験、専門的分野を対象とした採用試験、人事交流等の多様な方法により優秀な人材の確保を進め、着実な業務運営を行いました。

中期計画及び年度計画

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、第 5 期中期目標に基づく第 5 期中期計画及び毎年度の年度計画を策定し、目標の達成状況を可視化し、評価を効率的に実施するなど、事業の着実な実施をしております。

JSC は、主務大臣による中期目標を達成するため、独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、毎年度、同計画に基づく年度計画を作成しています。第 5 期中期計画及び令和 5 年度計画との関係は、以下のとおりです。

第 5 期中期計画と主な指標等	令和 5 年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場(仮称)については、民間事業への移行を図る。 ○ 大規模スポーツ施設について、情報発信を行い、利用率の向上を図るとともに、アンケート調査等を実施し、ニーズを把握し、施設の管理運営に反映させる。 ○ 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、新秩父宮ラグビー場(仮称)での再開館に向けた検討及びスポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。 ○ 国立登山研修所については、安全な登山に向けて登山関係機関等と協力・連携し、情報収集、調査・研究、登山指導者養成研修の充実、一般登山者への情報発信等を行う。 	<p>同左</p> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模スポーツ施設に係る稼働日数について、国立競技場は 159 日、秩父宮ラグビー場は 77 日、国立代々木競技場第一体育館は 270 日、同第二体育館は 215 日以上とする。 ・スポーツ施設の施設利用者等に対する満足度等の調査を実施し、80%以上から高評価を得る。
2. 国際競技力向上のための取組に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ JOC、JPC等と連携し、NFがアスリートの発掘・育成・強化を総合的・計画的に進めるため、コンサルテーション等を実施し、NFの強化戦略プランの実効化を支援する。 ○ 地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組がNFの選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援する。 ○ HPSCの機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援を推進する。 ○ 国内外の関係機関との連携体制を整備し、国際スポーツに関する相談対応の仕組みの構築や人材の活用・育成等を企画立案、実施及び支援する。 ○ 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会により業務実績評価を実施し、評価結果等を事業に反映することで、効果的・効率的に事業を実施する。 	<p>同左</p> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック及び主要国際競技大会における我が国のアスリートの成績(過去最高水準の金メダル数を獲得する等)及び当該成績への寄与・貢献状況 ・国内外のスポーツ及び社会の情勢や動向等を適切に踏まえた情報収集・展開の推進状況
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するとともに、Jリーグ及びBリーグと協働し、相互の発展に向けての取組を行う。 ○ スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、助成メニューの見直しを行う。 ○ スポーツ振興助成制度の趣旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、各種メディア等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。 ○ 民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。 	<p>同左</p> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度達成する。令和 4 年 9 月末に発売した新商品について、早期に十分な認知を獲得し、売上拡大に努めることとする。 ・スポーツ振興くじ助成における事業の効果 ・スポーツ振興くじ助成における事業の実施状況調査件数

<p>4. スポーツ・インテグリティの確保に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献するため、先進事例等の把握、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンス徹底の支援、研修等の実施及びスポーツ団体への情報共有を行う。 ○ スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進するため、団体がガバナンス等の現況を把握する支援を行い、その結果を団体に共有し、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクへの理解促進を図る。 ○ スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援するため、スポーツガバナンスウェブサイトを活用し、統括団体等と連携し、登録団体へ効果的な情報発信する。 ○ スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うため、スポーツ団体ガバナンス支援委員会を運用する。 ○ アスリートからの多様な相談に的確に対応するため、スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会を設置し、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。 ○ ドーピング防止活動を推進するため、ドーピング通報窓口の運用等を実施し、日本アンチ・ドーピング機構等と連携し、ドーピング防止に関する規則違反の特定に取り組むとともに、当該窓口の認知度・理解度を高水準に維持する。 ○ 日本アンチ・ドーピング規律パネルが、世界アンチ・ドーピング規程等に準拠し、独立してアンチ・ドーピング規則違反に公正かつ適切に判断が下せるよう、着実に運用する。 	<p>同左</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも5つの団体にガバナンス等に関する現況把握の支援等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの確保に関する理解促進等を図り、スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進する。 ・ドーピング防止活動を通じたスポーツの公平性・公正性の確保への寄与・貢献状況について、ドーピング通報窓口の認知度・理解度を高水準に維持すること等、JSCにおけるドーピング防止活動の実施状況やそれぞれの取組について、外部評価会議において「効果的」等の高評価を得る。 </div>
<p>5. 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図る等の取組を行う。 ○ 地方裁量型認定こども園及び特定保育事業への加入促進を図る。 ○ 給付金受給者へのスマートフォン等を活用したアンケートの実施と、その結果を踏まえた制度理解の促進を図る。 ○ 利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、研修会、情報誌等を活用した留意点等の利用者への周知や現行の災害共済給付オンライン請求システムの改修を行う。 ○ 給付実績から得られた事故情報を整理・分析し、外部有識者の知見をもとに事故防止のための資料を作成し、学校関係者等へ提供する。 	<p>同左</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【中期目標に定められた評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間の最終年度において、平成27年度に災害共済給付の加入対象となった地方裁量型認定こども園及び特定保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業)における災害共済給付制度への加入率について65%以上とする。 ・中期目標期間の最終年度において、災害共済給付金を受け取った者に対し、アンケートを通して制度の理解促進を図るとともに、制度の満足度について60%以上から高評価を得る。 ・災害共済給付における請求に対する差戻し件数 </div>

※表中の表記は、中期計画及び年度計画に記載されている表記としています。

WEB

中期計画

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

WEB

年度計画

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

持続的に適正なサービスを提供するための源泉

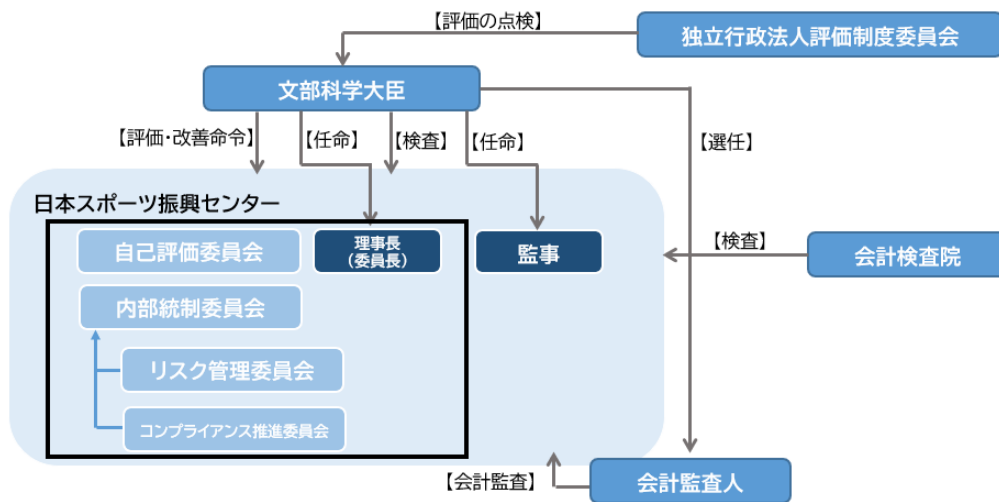
JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会において JSC の内部統制全体の総括を行い、持続的に適正なサービスを提供するための内部統制システムを整備するとともに、様々な源泉の有機的な活用を進めてまいります。

ガバナンスの状況

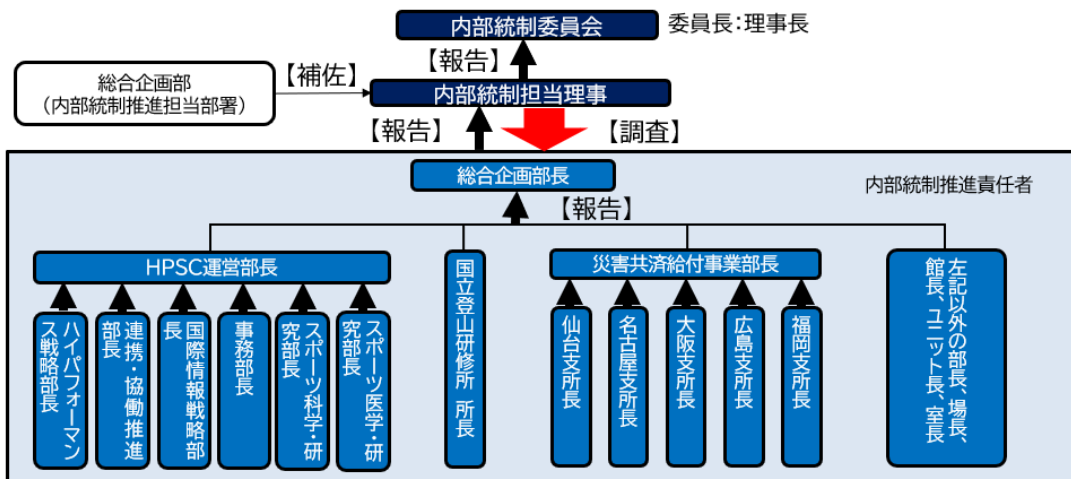
業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、国の政策を実現するための実施機関として政策実施機能の最大化を図るため、関係法令等を遵守するとともに、平成 26 年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、役員会の運営方法の見直しや内部統制委員会の設置等を通じて、JSC の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他 JSC の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、JSC のミッションを効率的かつ効果的に達成していく体制を構築しています。また、内部統制機能の有効性をチェックするため、理事長のリーダーシップの下、内部統制委員会において JSC の内部統制全体の総括を行い、会計監査人の監査のほか、定期的なモニタリング等を実施しております。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

JSC におけるコーポレートガバナンス



JSC における内部統制の体制



役員等の状況

役員等の状況

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	芦立 訓	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 10 年 3 月 31 日 (2 期 目)		昭和 60 年 4 月 文部省採用 平成 30 年 10 月 文部科学審議官 令和 2 年 7 月 文部科学省退職 令和 3 年 1 月 JSC 理事長
理事	岸 千秋	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日 (3 期 目)	総務部、財務部、総合企画部、デジタル推進室及び国立登山研修所の業務	昭和 54 年 4 月 国立競技場採用 平成 30 年 2 月 JSC 総務部長 令和 元 年 10 月 JSC 理事
理事	大西 啓介	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日 (2 期 目)	施設部、国立競技場、国立代々木競技場、スポーツ博物館及びスポーツ振興事業部の業務	平成 5 年 4 月 文部省採用 令和 4 年 7 月 スポーツ庁政策課長 令和 5 年 3 月 退職(役員出向) 令和 5 年 4 月 JSC 理事
理事	久木留 毅	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日 (2 期 目)	ハイパフォーマンススポーツセンター及びスポーツ・インテグリティ・ユニットの業務	平成 25 年 4 月 専修大学教授 平成 27 年 10 月 JSC 出向 平成 30 年 10 月 国立スポーツ科学センター長 (ほか:ハイパフォーマンス戦略部長等) 令和 4 年 3 月 専修大学退職 令和 4 年 4 月 JSC 理事
理事	大西 達也	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日 (3 期 目)	広報室及び災害共済給付事業部の業務	平成 元 年 4 月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行 平成 30 年 6 月 株式会社日本政策投資銀行地域企画部審議役 一般財団法人日本経済研究所 常務理事(出向) 令和 2 年 11 月 株式会社日本政策投資銀行 退職 令和 2 年 12 月 JSC 理事
監事 (常勤)	児玉 進矢	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 9 事業年度 財務諸表承認日 (1 期 目)		昭和 60 年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 平成 31 年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社公務第一部担当部長 令和 元 年 10 月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事 令和 5 年 10 月 JSC 監事
監事 (非常勤)	大橋 玲子	自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 9 事業年度 財務諸表承認日 (3 期 目)		平成 3 年 10 月 センチュリー監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人)入所 平成 21 年 7 月 大橋公認会計士事務所所長 平成 26 年 6 月 監査法人八雲代表社員(現任) 平成 27 年 10 月 JSC 監事

(令和 6 年 3 月 31 日現在)



役員等の状況

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/67/Default.aspx>

会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ18百万円(税抜き)及び139百万円(税抜き)です。

職員の状況

常勤職員は、令和5年度末現在437人(前期末比11人減、2.5%減)であり、平均年齢は42.26歳(前期末41.86歳)となっています。

男女共同参画への取組

「男女共同参画に関する基本方針」に基づき、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職への積極的な登用を行うなどの取組を推進し、令和5年度の女性職員の採用割合は45.8%(目標値35%以上)、管理職に占める女性の割合については、23.0%(目標値18%以上)となっています(令和6年3月31日現在)。なお、同じ職種・役職・職歴であれば、基本的に男女での賃金差異は生じておりません。

ダイバーシティや働き方改革等への取組

ダイバーシティや働き方改革の観点から、在宅勤務実施規程の改正や障がい者雇用の促進等に取り組みました。障がい者雇用においては、計画的な採用を行った結果、障害者雇用促進法に定められた基準(法定雇用率に基づき算定される雇用すべき障がい者数)を満たしました。

なお、人的資本に関する方針と取組については、P15【法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉】に記載しています。

重要な施設等の整備等の状況

当事業年度中に完成した主要な施設等

- 国立スポーツ科学センター等(機械設備改修工事)
(取得価額 545 百万円)
- ナショナルトレーニングセンター・ウエスト等(照明設備他改修工事)
(取得価額 343 百万円)
- ハイパフォーマンススポーツセンター(防犯カメラ等更新工事)
(取得価額 246 百万円)
- ハイパフォーマンススポーツセンター(コンテナ棟防犯カメラ新設工事)
(取得価額 16 百万円)

当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

- 国立登山研修所(国立登山研修所機能強化)
- ハイパフォーマンススポーツセンター(省エネルギー対策及びその他環境整備)

当事業年度中に処分した主要な施設等

該当なし

純資産の状況

資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	257,355	-	-	257,355
資本金合計	257,355	-	-	257,355

目的積立金等の状況

令和 5 年度の当期総利益について、中期計画の剰余金の用途において定めたスポーツ施設の保守・改修業務等に充てるため、1,489 百万円を目的積立金として申請しています。

前中期目標期間繰越積立金 39 百万円は、スポーツ振興助成事業等に充てるため、令和 5 年 6 月 29 日付けにて主務大臣から承認を受けた 82 百万円のうち 39 百万円について取り崩したものです。

財源の状況

財源の内訳

(単位:百万円)

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	19,932	9.7%
国庫補助金等	3,899	1.9%
自己収入	142,162	69.4%
準備金戻入	25,852	12.6%
長期借入金等	8,120	4.0%
その他収入	2,337	1.1%
積立金取崩額	2,397	1.2%
合計	204,698	100%

(注) 各金額・各構成比率と合計の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

自己収入に関する説明

(単位:百万円)

	収入額	概要	収入先
基金運用収入	82	民間出えん金を基にした資金運用による収入	金融機関等
国立競技場等運営収入	3,813	国立競技場、国立代々木競技場、秩父宮ラグビー場におけるスポーツイベント等の施設利用等による収入	スポーツ競技団体等
国立スポーツ科学センター運営収入	332	国立スポーツ科学センターにおける施設利用及びスポーツ診療事業等による収入	スポーツ競技団体等
ナショナルトレーニングセンター運営収入	854	ナショナルトレーニングセンターにおける施設利用及びネーミングライツ等による収入	スポーツ競技団体、民間企業等
国立登山研修所運営収入	4	国立登山研修所で実施する研修会における施設利用等による収入	都道府県教育委員会、各山岳関係団体等の各種団体・個人等
スポーツ及び健康教育普及事業収入	25	・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館における収蔵資料貸出等による収入 ・企業との共同プロジェクトの実施等による収入	民間企業、個人等
スポーツ振興投票事業収入	120,873	スポーツ振興投票券の販売等による収入	スポーツ振興投票券の購買者等
共済掛金収入	16,179	災害共済給付及び免責特約に係る共済掛金による収入	学校や保護者等
合計	142,162		

社会及び環境への配慮等の状況

JSC は、社会及び環境への配慮として、以下のような取組を行っています。

環境配慮方針

JSC は、地球環境の保全が、人類共通の重要な課題の一つであること、また設立目的である「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図ることで、国民の心身の健全な発達に寄与すること」を達成するためには欠かすことのできない重要な要素の一つであることを認識し、次の基本方針に沿って、着実かつ継続的に地球環境の保全に取り組みます。

1. JSC が行う事業活動等が、環境に与える影響を的確にとらえ、地球環境の保全に寄与し得るように努めます。
2. 資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動に努めます。
3. 環境目的と目標を設定し、取組結果を見直すことにより継続的に環境を改善し、環境汚染の予防に取り組みます。
4. 環境に関連する法律、規則、条例及び当センターが同意する環境保全に関するその他の要求事項を順守します。
5. 本方針を JSC の全役職員及び JSC のために働く全ての人に周知徹底させるとともに、広く公表します。

WEB

環境配慮方針

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/265/Default.aspx>

<環境負荷軽減の取組>

「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」の決定を踏まえ、省エネルギー対策委員会において、夏季及び冬季節電対策を検討・策定するなど、環境負荷の軽減及び職員の意識向上に向けて、以下のとおり取り組みました。

- ・クールビズ、ウォームビズの励行
- ・使用していないエリアや昼休みの消灯等の照明の適正利用の推進
- ・複合機の省エネモード設定や暖房便座、温水洗浄便座の温度管理等、電気機器の適正利用の推進
- ・不要なエリアの空調停止や、性能が確保できる範囲内で可能な限りサーバ室の設定温度を上げるなどの空調設備の適正運転
- ・昇降機利用の2アップ3ダウンの励行
- ・新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられた後も在宅勤務の継続
- ・照明及び空調の効率化のため、ノー残業デー実施日における定時退庁、計画的な休暇取得の促進

「子どもの権利とスポーツの原則」に関する取組

『子どもの権利とスポーツの原則』とは、ユニセフ(国連児童基金)と日本ユニセフ協会が『子どもの権利条約』が誕生した日に合わせ、真に子供の健全で豊かさに充ちた成長を支えるスポーツを実現するために、スポーツに関わるすべての大人が協力して取り組むための新たな指針として、平成30年11月20日に発表したものです。

ユニセフとして初めて、スポーツにおける子供の権利を謳う本原則は、JSC を含めた国内外の専門家と連携して作成を進めてきたもので、JSC は、基本理念やビジョン、行動指針に則り、事業活動を通じて、本原則が掲げる理念の実現に貢献してまいります。

WEB

子どもの権利とスポーツの原則に関する取組

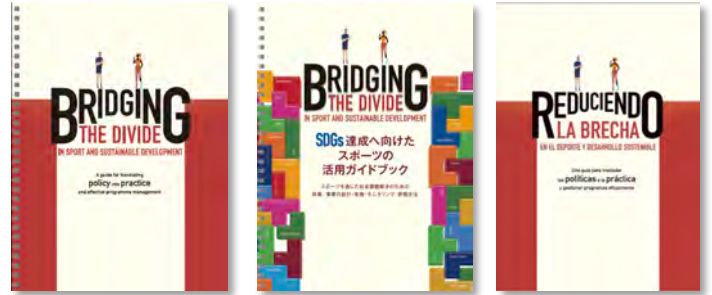
<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/911/Default.aspx>


スポーツを通じた SDGs マネジメント手法ガイドブックの発行

Swiss Academy for Development と共に、スポーツを通じた社会課題の解決や持続可能な開発へ向けてスポーツを活用する事業のマネジメント手法に関するガイドブックの開発に取り組み、英語版・日本語版の製本と電子書籍を完成しました。令和 4 年 8 月に国内外に向けてガイドブックを一般公表し、令和 5 年 12 月時点 137 カ国 5,200 名以上が利用しました。令和 5 年度には、英語版・日本語版の成功を受けスペイン語版を発行しました。

WEB

スポーツを通じた SDGs マネジメント手法ガイドブック
 日本語版:<https://www.iir.jpnsport.go.jp/jp/sdgs/>
 英語版:<https://www.iir.jpnsport.go.jp/en/sdgs/>
 スペイン語:<https://www.iir.jpnsport.go.jp/esp/sdgs/>



「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」への署名

JSC は、男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする「国際女性スポーツワーキンググループ(International Working Group on Women and Sport)」が発表する、2014 年に見直しが行われた女性スポーツ発展のための国際的な戦略「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に、スポーツ庁等とともに署名しています。

WEB

ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言【スポーツ庁 HP】
<https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop11/list/1387282.htm>

法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

我が国のスポーツ振興の中核機関として政策実施機能を最大限に発揮するため、以下に掲げる、「関係機関との連携・協働」、「情報資産の積極的な活用」、「人的資本に関する方針と取組」等が、法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉であると捉えています。

関係機関との連携・協働

JSC の目的を達成するためには、様々な関係機関との連携・協働が重要であると考えており、国内外のスポーツ関係団体や地方公共団体、教育関係機関等とのネットワークを充実させることで、業務成果の最大化を図っています。令和 5 年度は、連携協定を締結している大学等と連携し、HPSC の知見を活用した講義・講師派遣及び研修等の受入れを 16 件実施しました。また、大学や関係機関等と HPSC による共同研究 9 件の調整支援を行い、さらに、企業との連携強化に向けた秘密保持契約を 2 件締結したほか、企業からの技術紹介等に対応し、HPSC の研究ニーズとのマッチングを図りました。

情報資産の積極的な活用

地域とスポーツの活性化に役立つ「地域スポーツ政策イノベーション・プラットフォーム」を目指すとともに、スポーツ関係者のさらなる連携・協働の中心的な役割を果たすため、平成 25 年に創設した JAPAN SPORT NETWORK(JSN)に参加する地方公共団体(JSN 参加団体)は、令和 5 年度に 912 団体となり、全国の 51%以上が参加する地域スポーツ政策に関する最大規模のネットワークに拡大しました。JSN 参加団体に向けては、国(JSC 及びスポーツ庁)が保有する各事業の情報や成果の発信、地域(JSN 参加団体)における取組事例等の発信・共有、国及び地域の情報を効果的・効率的に発信するための調査分析を実施しました。

人的資本に関する方針と取組

JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、令和 5 年度研修実施計画を策定のうえ、当該計画を基に管理職研修や職階別研修、人材の多様性(ダイバーシティ)に関する研修等の一般研修を実施しました。また、職員の業務遂行に必要な専門知識を習得させるために、内部及び外部において行われる実務研修や派遣研修についても実施しました。(研修件数 311 件、延べ 5,226 人が受講)

業務運営上の課題・リスク及びその対応策

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、「リスク管理の基本方針」を定め、リスク管理体制を構築し、取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応してまいります。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理を推進するとともに職員へのリスク管理に対する意識の醸成に努めてまいります。

リスク管理の状況

リスク管理方針

JSC においては、「リスク管理」を「将来において発生が予想される事象であって、JSC の業務実施を阻害する可能性がある要因に対して、事前にリスクとして識別・分析・評価し、当該リスクへの適切な対応及び損失の最小化を図る措置を行うための組織的活動」と定義し、リスク管理の目的を以下に定め、JSC の継続的かつ安定的な業務の遂行・発展を確保します。

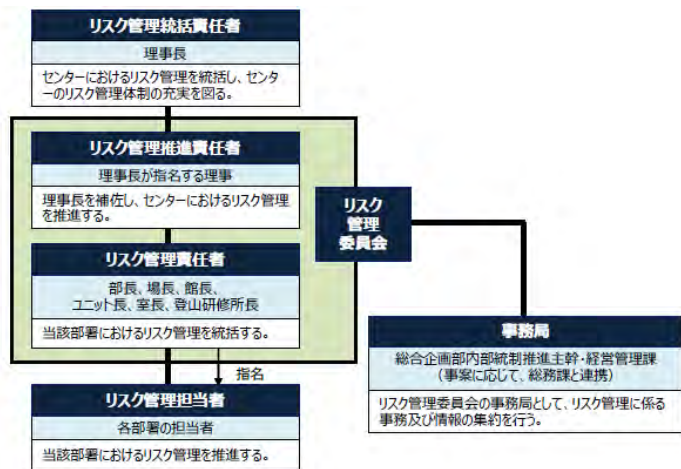
<リスク管理の目的>

- JSC の存在価値及び社会的評価の維持・向上
- 継続的かつ安定的な業務の遂行
- 国民からの信頼性の維持・向上
- 役職員の安全確保、健康確保
- 資産の保全

リスク管理体制

■ 平常時におけるリスク管理

リスク管理委員会において「リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、リスクの発生する可能性の低減と影響の緩和を図り、リスクを最小化するために、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定しています。



■ 緊急時における危機対応

事象が発生した場合、それが危機(又は危機の前兆)であるかどうか即時に見極め、危機と認識した場合(判断に迷う場合も含む。)は、直ちに、組織としての情報の共有化を図り、被害の最小化に努めます。



リスクへの対応状況等

組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握、対応の実施及び進捗管理については、リスク管理委員会において策定した「リスク管理基本計画」に基づき、担当部署においてリスクを評価しています。

また、評価したリスクのうち、影響度が高いものについては、重点対応リスクとして選定し、着実に対策を実施すべく、「リスク管理アクションプログラム」を策定しています。

リスク管理委員会においては、リスク対策の実施状況について定期的に検証・フォローを実施するとともに、役職員の意識向上や危機対応を含む情報の共有化に努めています。

なお、令和 5 年度のリスク管理委員会の開催状況及び適正なサービスの持続的な提供を阻害する課題・リスク及びその対応策例は以下のとおりです。

<令和 5 年度リスク管理委員会の開催状況>

日付	議題
令和 5 年 7 月 5 日	令和 5 年度リスク管理基本計画の策定
令和 5 年 9 月 20 日	令和 5 年度リスク算定結果とアクションプログラム内容について
令和 5 年 10 月 13 日	令和 5 年度リスク管理アクションプログラム実施状況(中間)確認 等
令和 6 年 1 月 24 日	令和 5 年度リスク管理アクションプログラム実施状況確認

<適正なサービスの持続的な提供を阻害する課題・リスク及びその対応策例>

分類	リスク内容	アクションプラン(対応)
〔基幹業務プロセスリスク〕 スポーツ施設の運営・管理に関するリスク(国立競技場・国立代々木競技場)	屋外施設における騒音や人ごみ・渋滞等への苦情や反対運動が起こる	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント主催者による苦情対策の徹底 ○JSC からイベント主催者へ指導・助言を行う ○近隣住民へイベント情報の提供
〔基幹業務プロセスリスク〕 スポーツ施設の運営・管理に関するリスク(ハイパフォーマンススポーツセンター)	ハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)施設において感染症等が発生し、営業(アスリートへの支援等)に支障が出る	<ul style="list-style-type: none"> ○HPSC 感染症特別対策チームを中心に、HPSC 全体で感染症対策及び施設を利用する関係団体への周知を必要に応じ実施 ○感染状況に応じ、取組内容の見直し実施
〔基幹業務プロセスリスク〕 スポーツ振興助成・スポーツ振興くじ販売に関するリスク(スポーツ振興事業)	外部者による不法・不正行為その他の不測の事態に迅速に対応できず、お客様に損害が発生し、社会的信用を失う	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツくじ販売・払戻システムにおいて、不正行為が行われないよう企業情報システムに要求される情報セキュリティ対策及び監査を実施 ○外部者による不法・不正行為を未然に防止し、不測の事態が発生した際に速やかに意思決定を行うことが出来る体制を整備
〔基幹業務プロセスリスク〕 災害共済給付事業に関するリスク	教育委員会、学校、医療機関の協力が得られなくなり、災害共済給付制度の維持が困難になる	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者、学校担当者への制度周知 ○日本医師会、日本歯科医師会等の関係団体等に対して理解協力を得るための活動実施 ○各教育委員会、地域の医師会、歯科医師会等との関係団体と日常的に連携維持のための活動実施
〔支援業務プロセスリスク〕 経営・財務に関するリスク	部署間の連携不足等により、組織的な対応を要する問題・課題に適切に対応することができず、事業の停滞・中断が生じる	<ul style="list-style-type: none"> ○役員ミーティング、幹部ミーティング、連絡担当課等会議等を活用した、部署横断的な情報の共有

(令和 5 年度リスク管理アクションプログラムより)

WEB

業務方法書

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/62/Default.aspx>

WEB

リスク管理

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/795/Default.aspx>

業績の適正な評価の前提情報

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、5 つの事業をまとまりとして、それぞれの事業特性に応じた取組を推進してまいります。

スポーツ施設の運営及びスポーツの振興に関する事業

各種スポーツの国際大会やイベント等を開催するスポーツ施設の管理・運営を行っています。また、登山に関する指導者等の養成及び情報提供業務を行う「国立登山研修所」、そしてスポーツ文化の歴史と伝統を伝える「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館」の管理運営業務を行っています。



国際競技力向上のための研究・支援等に関する事業

ハイパフォーマンススポーツセンター（HPSC）は、オリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、国立スポーツ科学センター（JISS）とナショナルトレーニングセンター（NTC）が持つスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学、情報等のサポート及び高度な科学的トレーニング環境を提供し、各種スポーツ資源の開発等を行います。このような取組を通じ、ハイパフォーマンススポーツの強化に貢献しています。

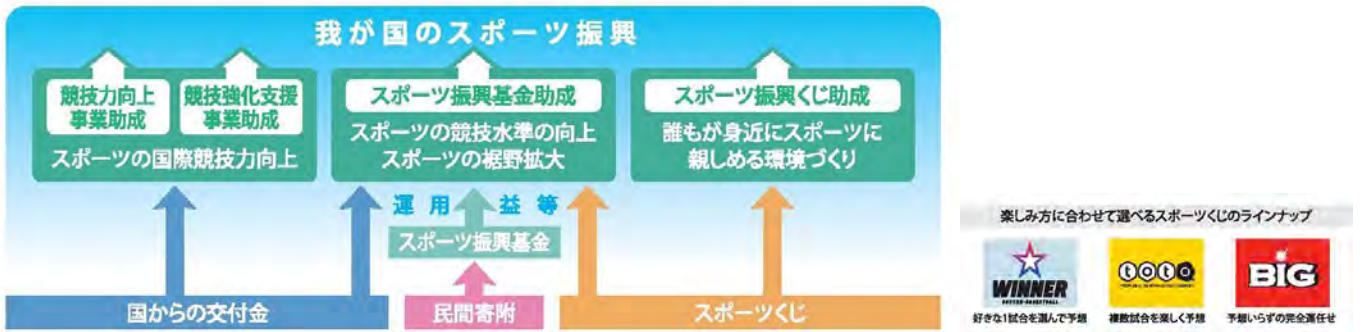
国際競技大会等における優れた成績

国際競技力の向上のための取組



スポーツ振興のための助成業務及びスポーツくじの実施

我が国のスポーツの国際競技力向上、地域におけるスポーツ環境の整備・充実など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業助成(スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成及び競技力向上事業助成等)を行っています。



スポーツ・インテグリティの確保に関する事業

JSCでは、2014年から「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、スポーツにおける八百長・違法賭博、ガバナンス欠如、暴力、ドーピング等の様々な脅威から、スポーツ・インテグリティ(スポーツの誠実性・健全性・高潔性)を守る取組を実施しています。

スポーツ・インテグリティを脅かす要因



学校安全のための災害共済給付事業

学校の管理下における児童生徒等の災害に関する医療費等の給付及び学校等における事故防止のための情報提供を行っています。



WEB 各事業概要 <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/124/Default.aspx>

業務の成果と使用した資源との対比

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、法人に設置した「自己評価委員会」など、部署横断的な会議開催を通じ、業務の実施状況を的確に把握し、目標達成に向けたプロセスを把握することにより、適切な業務の進捗管理をしております。

令和 5 年度の業務実績とその自己評価

令和 5 年度は、第 5 期中期目標期間の初年度であり、今後、中期目標・中期計画に定められた業務を着実に達成していくための重要な時期と位置付け、各業務において、先を見据えた新たな取組や効果的な取組を行ってきました。

各業務の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。詳細につきましては、令和 5 年度業務実績報告書(自己評価)をご覧ください。

(単位:百万円)

番号	項目	令和 5 年度 自己評価	行政コスト
I-1	スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項	S	4,902
I-2	国際競技力向上のための取組に関する事項	A	11,054
I-3	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項	A	151,135
I-4	スポーツ・インテグリティの確保に関する事項	A	127
I-5	学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項	B	1,687
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	B	—
III-1・2	予算の適切な管理と効率的な執行等／自己収入の確保	B	—
VIII-1	長期的視野に立った施設整備の実施	B	—
VIII-2	内部統制の強化	B	—
VIII-3	人事に関する事項	B	—

(注)行政コストとは、独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するものです。

WEB

業務実績報告書(自己評価)

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

【業務実績と評定区分の関係】

- S: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

出典:文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(文部科学大臣決定 令和4年3月25日改定)

主務大臣による当中期目標期間における過年度の総合評定の状況

令和5年度は第5期中期目標期間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)の初年度であるため、主務大臣による総合評定結果はまだありません。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評定	—	—	—	—	—
理由	—				

WEB

主務大臣による評価

第5期中期目標期間:<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx>

【業務実績と評定区分の関係】

- S: 中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D: 全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

出典:文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(文部科学大臣決定 令和4年3月25日改定)

予算と決算との対比

JSC は、スポーツの力で、よりよい未来を育てるため、予算の管理及び執行については、既存業務の見直しを踏まえた予算配賦を行っています。また、年度途中においては定期的な執行状況の取りまとめ、見直しを行うこと等により予算の適切な管理に努めるとともに、計画的・効率的な執行を行ってまいります。

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	19,932	19,932	
施設整備費補助金	1,733	1,390	事業量の減に伴う減
研究設備整備費補助金	499	478	
災害共済給付補助金	2,032	2,032	
基金運用収入	80	82	
国立競技場等運営収入	2,843	3,813	施設利用の増
国立スポーツ科学センター運営収入	313	332	
ナショナルトレーニングセンター運営収入	730	854	施設利用の増
国立登山研修所運営収入	3	4	テキスト販売収入の増
スポーツ及び健康教育普及事業収入	20	25	書籍販売収入の増
スポーツ振興投票事業収入	110,512	120,873	投票券発売収入の増
共済掛金収入	15,986	16,179	
スポーツ振興投票事業準備金戻入	11,617	16,852	助成事業費の増
特定業務特別準備金戻入	9,000	9,000	
長期借入金等	8,120	8,120	
受託事業収入	1,737	2,028	令和5年度補正予算(第1号)による増
寄附金収入	18	13	収入の前受による減
営業外収入	118	129	
利息収入	57	95	効率的な運用による増
その他収入	20	72	過年度助成金等の返還等による増
積立金取崩額	-	2,397	システム関連経費への充当による増
合計	185,369	204,698	
支出			
業務経費	78,822	79,224	
うち、人件費(事業系)	3,452	3,659	人員配置等の調整による増
新国立競技場整備事業費	0	2	
国立代々木競技場耐震改修等工事費	0	0	
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	0	0	
国立競技場等運営費	3,979	3,756	節約による減
国立スポーツ科学センター運営費	1,805	1,826	
ナショナルトレーニングセンター運営費	1,979	1,953	
国立登山研修所運営費	44	45	
スポーツ振興基金事業費	895	855	
競技力向上事業費	9,966	9,393	次年度へ業務経費の繰越による減
組織基盤強化支援事業費	300	379	事業量の増
スポーツ活動環境公正化事業費	88	56	事業量の減
スポーツ及び健康教育普及事業費	311	311	
スポーツ振興投票業務運営費	28,006	25,098	節約による減

スポーツ振興投票助成事業費	11,617	16,852	助成事業費の増
給付金	15,351	14,439	
災害共済給付業務経費	1,000	572	次期システム開発計画見直しに伴う支出時期 の変更による減
免責特約業務経費	30	30	
受託事業費	1,737	1,861	事業量の増
一般管理費	1,963	2,036	
うち、人件費(管理系)	906	850	
物件費	1,057	1,185	消費税等の増
施設整備費	1,733	1,312	事業量の減
研究設備整備費	499	486	
払戻返還金	55,000	60,179	投票券発売収入の増に伴う増
国庫納付金	3,890	6,211	投票券発売収入等の増に伴う増
スポーツ振興投票事業準備金繰入	11,671	18,646	投票券発売収入等の増に伴う増
特定業務特別準備金繰入	11,000	12,036	投票券発売収入の増に伴う増
事業外支出	17,245	17,245	
うち、借入金等償還	17,030	17,030	
支払利息	215	215	
合計	183,560	199,235	

(注)・各積算と合計の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

・予算額及び決算額において、計上する金額が百万円未満の場合は「0」、金額がゼロの場合は「-」と表記しています。

WEB

決算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx>

財務諸表の要約

JSC は、適正な会計処理に基づき財務諸表を作成し、適切な財務情報を提供してまいります。

- ・財務諸表内の(*)は各科目・項目の対応関係を示しています。
- ・各積算と合計の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。
- ・計上する金額が百万円未満の場合は「0」と表記しています。

貸借対照表

当事業年度末における資産の大半は土地、建物などの事業の用に供する固定資産です。資産残高は 481,238 百万円と、前年度末比 4,612 百万円減(0.9%減)となっています。

当事業年度末の負債残高は 188,518 百万円と、前年度末比 1,305 百万円増(0.7%増)となっています。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	124,056	流動負債	64,155
現金及び預金(*1)	78,608	運営費交付金債務	591
有価証券	35,700	短期借入金	8,120
未収金	8,631	一年以内返済予定長期借入金	9,000
引当金見返	339	未払金	31,789
その他	778	リース債務(短期)	1,722
固定資産	357,182	引当金	393
有形固定資産	343,938	支払備金	6,522
無形固定資産	4,621	その他	6,017
投資その他の資産	8,623	固定負債	79,075
投資有価証券	4,449	資産見返負債	39,805
引当金見返	4,091	長期未払金	1,130
その他	83	リース債務(長期)	128
		長期借入金	33,000
		引当金	4,398
		その他	613
		法令に基づく引当金等	45,288
		スポーツ振興投票事業準備金	27,651
		特定業務特別準備金	17,637
		負債合計	188,518
		純資産の部(*2)	金額
		資本金	257,355
		政府出資金	257,355
		資本剰余金	-59,324
		利益剰余金	94,689
		純資産合計	292,720
資産合計	481,238	負債・純資産合計	481,238

行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは192,878百万円と、前年度比15,815百万円増(8.9%増)となっています。これは、経常費用が前年度比8,522百万円増(5.8%増)、臨時損失が前年度比7,417百万円増(31.9%増)となったことが主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
損益計算書上の費用	184,933
経常費用(*3)	154,249
臨時損失(*4)	30,684
その他行政コスト(*5)	7,945
行政コスト合計	192,878

損益計算書

当事業年度の経常費用は154,249百万円と、前年度比8,522百万円増(5.8%増)となっています。これは、投票勘定業務経費のスポーツ振興投票助成事業費が前年度比3,336百万円増(24.7%増)、払戻返還金が前年度比4,467百万円増(8.0%増)、国庫納付金が前年度比2,191百万円増(54.5%増)となったことが主な要因です。

経常収益は168,413百万円と、前年度比7,189百万円増(4.5%増)となっています。これは、投票勘定収益のスポーツ振興投票事業収入が前年度比8,785百万円増(7.8%増)、一般勘定収益の運営費交付金収益が前年度比4,146百万円減(18.3%減)、受託事業収入が前年度比2,699百万円増(657.7%増)となったことが主な要因です。

当期総利益は11,770百万円となっています。これは、特定業務特別準備金を長期借入金の返済に使用(戻入)したことにより生じた利益(9,000百万円)が主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
経常費用(*3)	154,249
業務経費	151,798
投票勘定業務経費	109,790
災害共済給付勘定業務経費	14,822
免責特約勘定業務経費	30
特定業務勘定業務経費	1,464
一般勘定業務経費	20,061
人件費	5,378
支払備金繰入	254
一般管理費	2,158
人件費	1,169
その他	988
財務費用	292
雑損	1
経常収益	168,413
投票勘定収益	120,873
災害共済給付勘定収益	17,975
免責特約勘定収益	236
一般勘定収益	27,470
資産見返負債戻入	1,551
財務収益	95
雑益	213
臨時損失(*4)	30,684
臨時利益	25,854
前中期目標期間繰越積立金取崩額等	2,435
当期総利益(*6)	11,770

純資産変動計算書

当事業年度の変動額について、資本剰余金の1,228百万円は、主に施設費による固定資産の取得1,150百万円によるものであり、利益剰余金の-10,970百万円は、積立金の国庫納付(-8,535百万円)と前中期目標期間繰越積立金等の取崩し(-2,435百万円)によるものです。

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	257,355	-52,607	93,889	298,637
当期変動額		-6,717	800	-5,917
その他行政コスト(*5)		-7,945		-7,945
当期総利益(*6)			11,770	11,770
その他		1,228	-10,970	-9,742
当期末残高(*2)	257,355	-59,324	94,689	292,720

キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは14,690百万円と、前年度比4,290百万円減となっています。これは、国庫納付金の支払額が8,676百万円増、スポーツ振興投票事業収入が4,461百万円増となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは6,896百万円と、前年度比21,466百万円増となっています。これは、定期預金の預入れによる支出が45,966百万円減、有価証券の取得による支出が30,460百万円増となったことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは-10,916百万円と、前年度比355百万円減となっています。これは、民間出せん金の受入れによる収入が286百万円減となったことが主な要因です。

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	-10,916
資金に係る換算差額	-2
資金増加額(又は減少額)	10,668
資金期首残高	34,590
資金期末残高(*7)	45,258

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
期末資金残高(*7)	45,258
定期預金	33,350
現金及び預金(*1)	78,608

WEB

決算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx>

内部統制の運用に関する情報

JSCは、構築した内部統制システムを効率的に運用するとともに、理事長のリーダーシップの下、経営方針説明の実施や職員とのコミュニケーションの活性化を行い、職員一人ひとりが内部統制の担い手であるという自覚を促す取組を進めてまいります。

JSCは、業務方法書において業務の適正な遂行を確保するための体制の整備に関する事項を定めておりますが、具体的には以下のような取組を通じて、推進しています。

業務運営に係る経営方針の明確化

理事長による経営方針等の説明

経営方針説明会の開催

役職員が一体となり、令和5年度の年度計画を着実に達成できるように取り組むことを目的とし、令和5年4月13日に全理事から全職員に向けて担当業務の課題や重点的な取組を説明する経営方針説明会をWebで開催しました。

年頭あいさつの実施

令和6年1月10日に、全役職員に向けて新年の所感とともにその年の重点事項を伝えました。

経営方針説明会と年頭あいさつについては、終了後、概要をイントラネットに掲載し、迅速な情報共有に努めました。

幹部ミーティングの開催

幹部ミーティングをWeb会議システムを利用して開催することにより、全国各地域にある事業所の幹部が参加できるようにし、法人運営上の重要な情報共有や各部の課題共有・提案を行うことで業務運営の円滑化に役立てました。

コミュニケーションの活性化

理事長と職員との意見交換の実施

令和4年度に引き続き「理事長と職員との意見交換会」を開催しました。国立登山研修所を含む各事業所の職員を対象とし、更なる風通しの良い職場の実現を目指して計2回開催し、計30人程度参加し、参加者の90%以上の職員のモチベーションが向上しました。

適切な意思決定の遂行

業務方法書第43条第4項第4号の規定に基づき、理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催し、重要事項に関する審議・報告を行いました(令和5年度は計20回開催)。

また、毎週定期的に役員ミーティングを開催し、重要事項が事前に共有されることで、役員会において迅速かつ適切な審議を行うとともに、役員会の資料や議事概要についてはイントラネットに掲載し、全役職員に共有しました。

内部統制に対する職員への理解促進

研修の企画・実施

内部統制の理解度や意識度を向上させるために、eラーニングシステムを活用した内部統制研修を実施し、707名が受講し、受講率86.6%を達成しました。

職員意識調査の実施

JSCにおける内部統制に関する職員の意識を把握するとともに、今後の改善に活用することを目的とし、全職員を対象とした、職員の行動特性、価値観等のコンピテンシーを調査する意識調査を実施しました。

対象者805人のうち、692人から回答があり、回答結果を集計・分析した結果、9割以上の職員が行動指針や内部統制を意識しており、8割の職員が行動で示していることが明らかになるなど、高い水準を維持できていることが確認できました。

また、これらの分析結果については、各部署における業務改善に資するよう、部署ごとに集計しフィードバックを行いました。

業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることのモニタリング

監査の実施

毎年度策定する計画に基づき、監事監査及び監査室監査を行い、業務が適正かつ効率的・効果的に行われているかを検証しました。監査の結果に対しては、是正改善等の対応を適切に行いました。

自己評価委員会の開催

業務の実施状況を把握し、的確に遂行することを目的として、理事長を委員長とする自己評価委員会を定期的に開催し、業務の進捗等を部署横断的に確認しました。

令和5年度は2回開催し、業務の実施過程における懸案事項の共有や、目標達成に向けたプロセス等を把握しました。

入札・契約に関する事項

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)の趣旨を踏まえ、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。令和5年度においては委員会を3回開催し、令和5年度調達等合理化計画の策定及び令和4年度調達等合理化計画の自己評価の際の点検や、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等についての個々の契約案件等の点検を行いました。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和4年5月20日閣議決定)の趣旨を踏まえ、外部有識者から構成される入札監視委員会を設置しています。令和5年度においては委員会を2回実施し、建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札及び契約の状況について審議を行いました。

また、外部有識者と連携し、多様な契約案件の点検を行う契約手続事前チェック体制の運営を開始しました。具体的には、複数者からの見積もりが取得できているか、できていない場合は、その理由、調達内容の条件、仕様書等の点検により、競争性が担保できているかを確認し、不適正な契約手続の未然防止に努めました。

予算の適正な配分

収益化単位の業務の見直しを行い、個々の業務の予算管理を徹底することで、予算を計画的・効率的に執行しました。

内部統制強化に関する取組

業務方法書及び「内部統制システムの運用指針」等に基づき、令和5年度のアクションプランや進捗管理のためのスケジュールを作成し、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において適切な進行管理に努めました。

<第5期中期目標期間における内部統制推進に関する基本方針等>

理事長のリーダーシップの下、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、第5期中期目標を有効かつ効率的に達成するため、内部統制の取組を推進する。

具体的な取組は以下のとおりです。

1. 役職員の意識向上

役職員が一体となり、法人の目的を達成するため、役員との意思疎通の場等を設け、内部統制の重要性について浸透を図り、法令・内部規則等を遵守も含め、役職員の意識向上に取り組む。

2. 業務運営の効率化

JSCを取り巻く状況の変化に対応しながら業務成果の最大化を図るため、組織運営の不断の見直しを行うとともに、国民へのサービス向上と職員のワークライフバランス確保を実現する。

3. リスク管理

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別し、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。

4. 情報セキュリティ対策の強化推進

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、サイバー攻撃などに適切に対処できるよう、政府統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策の強化を図る。

WEB

業務方法書

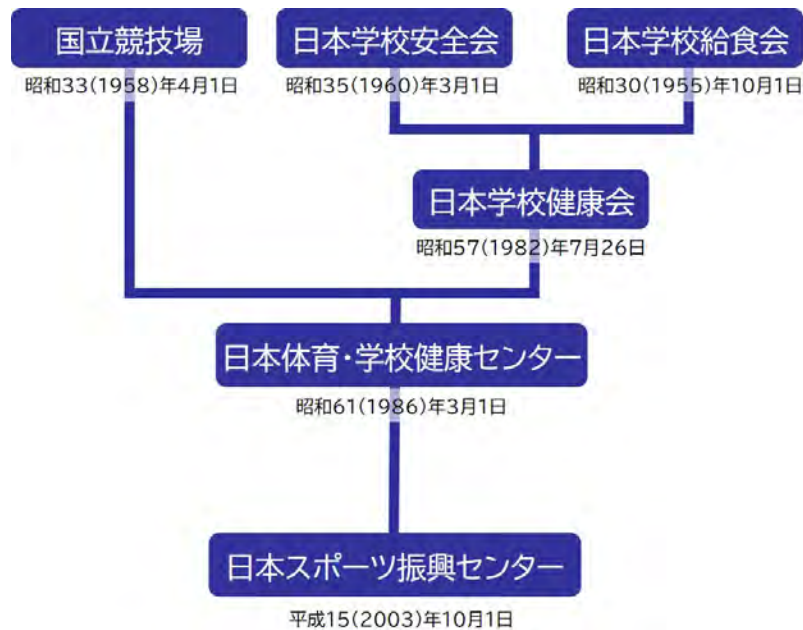
<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/62/Default.aspx>

法人の基本情報

JSC は、昭和30(1955)年に設立された日本学校給食会等を前身とし、平成15(2003)年10月に独立行政法人化されました。今後も、国のスポーツ振興施策等に的確に対応してまいります。

組織の沿革

JSC は、「日本学校給食会」、「国立競技場」及び「日本学校安全会」を前身とし、国のスポーツ施策の発展に対応してまいりました。



WEB

組織の沿革

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx>

設立に係る根拠法

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)

主務大臣

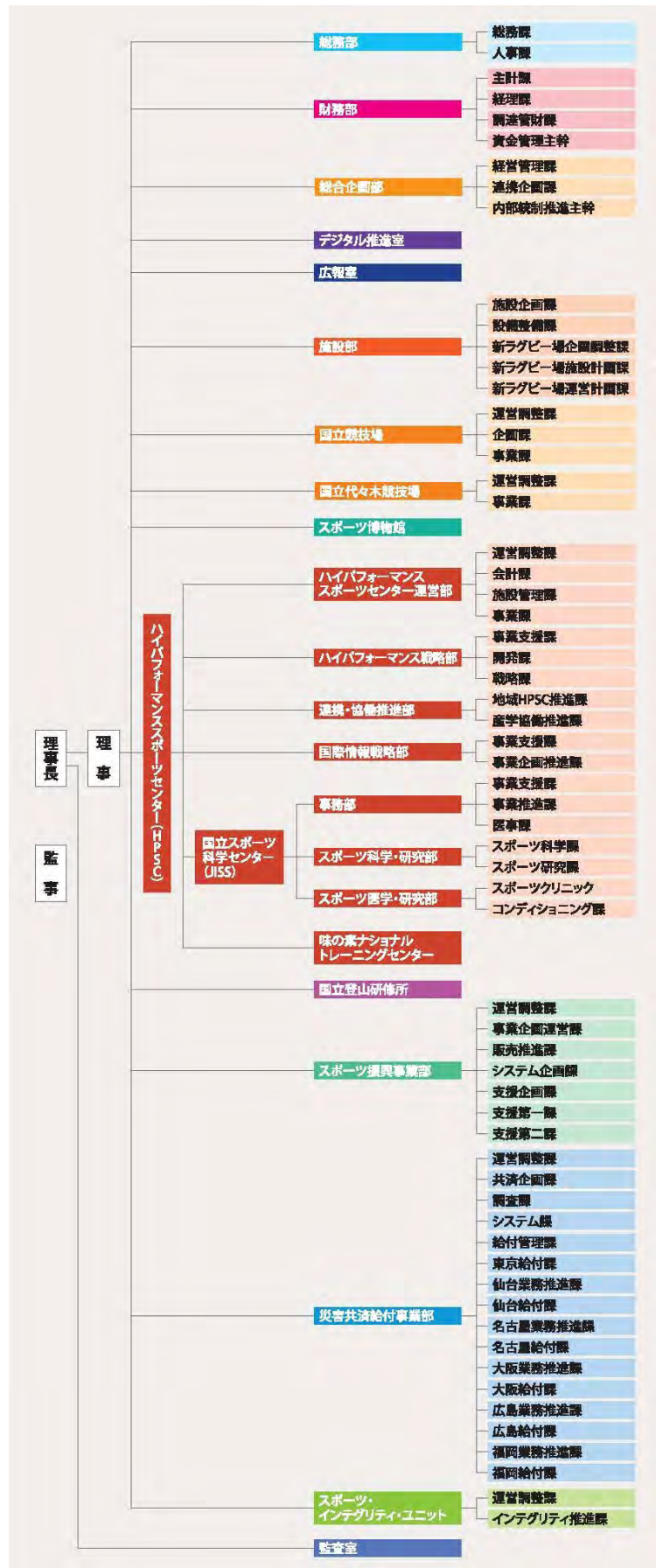
内閣総理大臣 (内閣府こども家庭庁)
文部科学大臣 (文部科学省スポーツ庁)

組織体制(令和6年3月31日現在)

※令和6年4月1日から、必要な組織及び業務の見直しを行い、事業を着実かつ効率的に推進するため組織体制を見直します。

<主な改編>

- JISS 内のスポーツ科学・研究部とスポーツ医学・研究部を部門化し、それぞれスポーツ科学研究部門、スポーツ医学研究部門とする。



事務所等の所在地(令和6年3月31日現在)

本部

外苑事務所 : 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-1 日本青年館・日本スポーツ振興センタービル 5～8 階

国立競技場	: 東京都新宿区霞ヶ丘町 10-1
秩父宮ラグビー場	: 東京都港区北青山 2-8-35
国立代々木競技場	: 東京都渋谷区神南 2-1-1
ハイパフォーマンススポーツセンター	: 東京都北区西が丘 3-15-1
戸田艇庫	: 埼玉県戸田市戸田公園 4-9
秩父宮記念スポーツ博物館(休館中)	: 千葉県船橋市西浦 2-5-3 株式会社ロジ・レックス船橋第一倉庫 5 階
国立登山研修所	: 富山県中新川郡立山町芦崎寺ブナ坂 6

支所

仙台支所	: 宮城県仙台市青葉区上杉 1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル 8 階
名古屋支所	: 愛知県名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 16 階
大阪支所	: 大阪府大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル7階
広島支所	: 広島県広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎10階
福岡支所	: 福岡県福岡市中央区天神 4-8-15 福岡ガーデンパレス 4 階

主要な指定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当事業年度は該当ありません。

主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	485,795	485,879	488,692	485,849	481,238
負債	215,300	212,762	201,795	187,212	188,518
純資産	270,494	273,117	286,897	298,637	292,720
行政コスト	187,451	161,841	172,421	177,063	192,878
経常費用	153,652	126,322	141,131	145,727	154,249
経常収益	145,297	142,135	161,566	161,224	168,413
当期総利益	6,249	11,902	21,210	18,564	11,770

翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

予算

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	19,939
施設整備費補助金	1,815
研究設備整備費補助金	458
災害共済給付補助金	1,702
基金運用収入	79
国立競技場等運営収入	3,215
国立スポーツ科学センター運営収入	312
ナショナルトレーニングセンター運営収入	878
国立登山研修所運営収入	2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	20
スポーツ振興投票事業収入	110,621
共済掛金収入	15,465
投票勘定より受入	5,500
スポーツ振興投票事業準備金戻入	12,130
特定業務特別準備金戻入	9,000
長期借入金等	8,220
受託事業収入	2,937
寄附金収入	11
営業外収入	127
利息収入	90
その他収入	6
積立金取崩額	2,600
計	195,127
[支出]	
業務経費	80,034
うち、人件費(事業系)	3,568
新国立競技場整備事業費	0
国立代々木競技場耐震改修等工事費	0
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	0
国立競技場等運営費	3,847
国立スポーツ科学センター運営費	1,931
ナショナルトレーニングセンター運営費	1,919
国立登山研修所運営費	50
スポーツ振興基金事業費	949
競技力向上事業費	10,114
組織基盤強化支援事業費	300
スポーツ活動環境公正化事業費	71
スポーツ及び健康教育普及事業費	365
スポーツ振興投票業務運営費	28,932
スポーツ振興投票助成事業費	12,130
給付金	14,110
災害共済給付業務経費	1,720
免責特約業務経費	29
受託事業費	2,739
一般管理費	2,110
うち、人件費(管理系)	974
物件費	1,137
施設整備費	1,815
研究設備整備費	458
払戻返還金	55,000
国庫納付金	7,595

特定業務勘定へ繰入	5,500
スポーツ振興投票事業準備金繰入	15,190
特定業務特別準備金繰入	5,500
事業外支出	17,306
うち、借入金等償還	17,122
支払利息	184
予備費	390
計	193,638

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入額があり、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。
- 3 「施設整備費補助金」のうち、
 - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額(施設整備費補助金及び研究施設整備費補助金) 1,815 百万円
- 4 「研究設備整備費補助金」のうち、
 - ・前年度よりの繰越額のうち使用見込額 458百万円

収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	177,453
経常費用	156,763
業務経費	83,345
払戻返還金	55,000
受託事業費	2,739
国庫納付金	7,595
特定業務勘定へ繰入	5,500
一般管理費	2,332
財務費用	252
臨時損失	20,690
収益の部	184,186
経常収益	163,056
運営費交付金収益	19,939
災害共済給付補助金収益	1,702
国立競技場等運営収入	3,215
国立スポーツ科学センター運営収入	312
ナショナルトレーニングセンター運営収入	878
国立登山研修所運営収入	2
スポーツ及び健康教育普及事業収入	20
スポーツ振興投票事業収入	110,621
共済掛金収入	15,465
利息及び配当金収入	79
受託事業収入	2,937
寄附金収益	11
投票勘定より受入	5,500
賞与引当金見返に係る収益	326
退職給付引当金見返に係る収益	173
資産見返運営費交付金戻入	650
資産見返研究設備整備費補助金戻入	102
資産見返負担金戻入	786
資産見返寄附金戻入	22
財務収益	90
雑益	226
臨時利益	21,130

純利益	6,732
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9
積立金取崩額	2,600
総利益	9,341

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入額があり、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	550,538
業務活動による支出	155,876
投資活動による支出	337,445
財務活動による支出	28,102
次年度への繰越金	29,115
資金収入	550,538
業務活動による収入	167,614
運営費交付金収入	19,939
ｽｰｯ振興投票事業収入	110,278
共済掛金収入	15,465
受託事業収入	2,937
国立競技場等の運営による収入	3,215
国立ｽｰｯ科学センターの運営による収入	312
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	878
国立登山研修所の運営による収入	2
ｽｰｯ及び健康教育普及事業による収入	20
基金業務における利息及び配当金収入	79
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	1,100
投票勘定より受入による収入	11,000
補助金等収入	2,160
寄附金収入	11
その他の収入	133
利息及び配当金の受取額	84
投資活動による収入	331,132
定期預金の払戻しによる収入	320,698
有価証券の償還による収入	400
他勘定短期貸付金の回収による収入	8,219
施設費による収入	1,815
財務活動による収入	16,726
短期借入れによる収入	8,220
他勘定短期借入れによる収入	8,219
民間出えん金の受入による収入	287
前年度よりの繰越金	35,066

【脚注】

- 1 同一セグメント内で勘定間の繰入及び受入額については、相殺しています。
- 2 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあります。

WEB

予算に関する情報

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/193/Default.aspx>

参考情報

JSCは、パンフレットやホームページ、SNSを通じ、国民の皆様にもJSCの活動をご理解いただくための取組を進めてまいります。

財務諸表の科目の説明

貸借対照表

現金及び預金	： 現金、普通預金、定期預金など	支払備金	： 災害共済給付及び免責の特約に係る既発生未報告分の給付金支払債務
有価証券	： 譲渡性預金	その他(流動負債)	： 未払費用、契約負債、預り金など
未収金	： 業務収入等による未収債権	資産見返負債	： 運営費交付金・補助金・寄附金等により取得した固定資産の取得金額のうち未償却残高相当額
引当金見返	： 賞与引当金、退職給付引当金計上額のうち、運営費交付金で財源措置される賞与引当金、退職給付引当金に対応する額	長期未払金	： 未払金のうち、その支払期日が一年を超えた後に到来するもの
その他(流動資産)	： 棚卸資産、前払費用など	リース債務(長期)	： ファイナンス・リース契約に基づく未払リース料のうち期末日翌日から1年を超えて支払う予定額
有形固定資産	： 土地、建物、構築物、工具器具備品など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産	長期借入金	： 金銭消費貸借契約に基づく返済期間が一年を超える借入金
無形固定資産	： 工業所有権、ソフトウェアなど具体的な形態をもたない無形の固定資産	その他(固定負債)	： 長期預り金、資産除去債務(長期)
投資有価証券	： 長期保有目的の有価証券	スポーツ振興投票事業準備金	： スポーツ振興投票の実施等に関する法律第2条に規定するスポーツ振興投票に係る収益から国庫納付金を控除したもので、翌期以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とする額
その他(投資その他の資産)	： 長期前払費用など	特定業務特別準備金	： センター法附則第8条の3により投票勘定から受け入れた特定金額で、翌期以降の特定業務の財源とする額
運営費交付金債務	： 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未使用残高	政府出資金	： 政府からの金銭出資及び金銭以外の財産による現物出資の金額の累計額
短期借入金	： 勘定間の融通又は金銭消費貸借契約に基づく返済期間が一年以内の借入金	資本剰余金	： 国から交付された施設費等を財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
一年以内返済予定長期借入金	： 長期借入金のうち、一年以内に返済する予定額	利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金であって、稼得資本に相当する額
未払金	： 業務及び管理に関連して発生する経費並びに資産購入対価等の未払確定債務		
リース債務(短期)	： ファイナンス・リース契約に基づく未払リース料のうち期末日翌日から1年以内に支払う予定額		
引当金	： 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計		

行政コスト計算書

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

損益計算書

投票勘定業務経費：スポーツ振興投票事業に要する経費

災害共済給付勘定業務経費：災害共済給付事業に要する経費

免責特約勘定業務経費：免責特約事業に要する経費

特定業務勘定業務経費：新国立競技場整備事業、国立代々木競技場耐震改修等工事等に要する経費

一般勘定業務経費：スポーツ施設運営事業、競技力向上事業及びスポーツ振興基金事業等に要する経費

人件費（業務経費）：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の業務に携わる職員に要する経費

支払備金繰入：災害共済給付及び免責特約に係る支払備金の繰入額

人件費（一般管理費）：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の一般管理に携わる役員に要する経費

その他（一般管理費）：人件費以外の一般管理費

財務費用：ファイナンス・リース取引に係る支払利息、借入金の支払手数料等

雑損：業務経費及び一般管理費に属さない経常的な経費

投票勘定収益：スポーツ振興くじの売上等による収益

災害共済給付勘定収益：災害共済給付補助金収益及び災害共済給付事業に係る共済掛金収入の収益

免責特約勘定収益：免責特約事業に係る共済掛金収入の収益

一般勘定収益：運営費交付金収益、スポーツ施設運営収入、受託事業収入、スポーツ振興基金の運用益による収入等の収益

資産見返負債戻入：運営費交付金・補助金・寄附金等の財源により取得した固定資産の減価償却費相当額

財務収益：預金利息、有価証券利息等

雑益：上記以外の取引により生じた経常的な収益

臨時損失：固定資産の除却損、法令に基づく準備金の繰入等

臨時利益：法令に基づく準備金の戻入等

前中期目標期間繰越積立金取崩額等：前中期目標期間繰越積立金の取崩額、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第24条第4項による積立金取崩額及び同法附則第8条の6による積立金取崩額

当期総利益：独立行政法人通則法第44条の利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、定期預金の預入れ・払戻し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

その他の公表資料

JSCをご理解いただくため、ホームページやSNS、様々な刊行物を作成し、公表しています。

ホームページ



刊行物

◆パンフレット



SNS(各QRコードからWebサイトにアクセスいただけます)

	日本スポーツ振興センターFacebook https://www.facebook.com/JapanSportCouncil/	
	日本スポーツ振興センターX(旧 Twitter) https://twitter.com/japansport_JSC	
	ハイパフォーマンススポーツセンターX(旧 Twitter) https://twitter.com/jisofficial	
	スポーツ・フォー・トゥモローFacebook https://www.facebook.com/sport4tomorrow/	
	スポーツくじ Facebook https://www.facebook.com/sportsjapantotobig/	
	スポーツくじ toto X(旧 Twitter) https://twitter.com/toto_sportskuji	
	GROWING by スポーツくじ toto・BIG Instagram https://www.instagram.com/growing_by_sportskuji/?hl=ja	
	国立登山研修所 Instagram https://www.instagram.com/bunazaka6/	

WEB

各種資料

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/64/Default.aspx>

関連 URL

本事業報告書の各項目に掲載している URL をカテゴリーごとにまとめました。

■法令、国の施策に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
日本スポーツ振興センター法	2	JSC の設置根拠となる法律です。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx
スポーツ基本法	3	スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるものです。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm
スポーツ基本計画	3	スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

■目標・計画に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
中期目標	3, 4	独立行政法人通則法第 29 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣により定められた、当センターが達成すべき業務運営に関する目標です。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx
中期計画	7, 8	独立行政法人通則法第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けたものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx
年度計画	7, 8	独立行政法人通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度の業務運営に関する計画を定め、主務大臣に届け出るものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx

■組織に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
基本理念等	6	組織のすべての活動の核となる基本理念・ビジョン・行動指針をご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/751/Default.aspx
業務方法書	9, 17, 27, 28	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 3 条に規定する目的を達成するため、独立行政法人通則法第 28 条第 1 項の規定に基づき定めるものです。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/62/Default.aspx
役職員の状況	10, 11	役職員の任命・認可・状況などについて掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/67/Default.aspx
各事業概要	18, 19	我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための各事業をご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/124/Default.aspx
組織の沿革	29	設立の目的や、成り立ちについてご紹介します。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx
組織体制	30	組織の構成についてご覧いただけます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/63/Default.aspx
各種資料	37	パンフレット及び各事業から出版している刊行物及び資料へのリンクを掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/64/Default.aspx

■財務状況に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
決算に関する情報	22-26	各事業年度の財務諸表、事業報告書、決算報告書及び決算に対する監事及び会計監査人の報告を掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/194/Default.aspx
予算に関する情報	32-34	中期計画予算、年度計画予算を掲載しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/zaimu/tabid/193/Default.aspx

■その他事業運営等に関するもの

項目	関連ページ	概要/URL
環境配慮方針	14	環境配慮方針に基づき地球環境保全へ取り組みます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/265/Default.aspx
子どもの権利とスポーツの原則に関する取組	14	ユニセフ(国連児童基金)及び日本ユニセフ協会が平成 30 年 11 月 20 日に発表した『子どもの権利とスポーツの原則』に賛同するとともに、事業活動を通じて、本原則が掲げる理念の実現に貢献してまいります。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/911/Default.aspx
スポーツを通じたSDGs マネジメント手法ガイドブック	15	Swiss Academy for Development と共に、スポーツを通じた社会課題の解決や持続可能な開発へ向けてスポーツを活用する事業のマネジメント手法に関するガイドブックの開発に取り組み、英語版・日本語版・スペイン語版の製本と電子書籍を完成しました。 > 日本語版: https://www.iir.jpnsport.go.jp/jp/sdgs/ > 英語版: https://www.iir.jpnsport.go.jp/en/sdgs/ > スペイン語: https://www.iir.jpnsport.go.jp/esp/sdgs/
ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言	15	男女平等を土台として持続可能なスポーツ文化を創出することをビジョンとする「国際女性スポーツワーキンググループ」が発表する「ブライトン・プラス・ヘルシンキ 2014 宣言」に、スポーツ庁等と署名をしています。【スポーツ庁HP】 > https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop11/list/1387282.htm
リスク管理	16、17	「リスク管理の基本方針」に基づき行動することにより、社会からの信頼及び業務運営の公平・公正性の確保と継続的かつ安定的な業務の遂行に取り組みます。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/795/Default.aspx
業務実績報告書(自己評価)	1、20	独立行政法人通則法第 32 条及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第5条に基づき、業務実績について明らかにした報告書を主務大臣に提出しています。 > https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx
主務大臣による評価	21	業務実績報告に基づき、政策評価に関する有識者会議からの助言を適宜受けて主務大臣が総合的な評価を行います。 > 第 5 期中期目標期間: https://www.jpnsport.go.jp/corp/koukai/tabid/2350/Default.aspx

JAPAN SPORT COUNCIL

日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センター 令和 5 事業年度 事業報告書

2024 年 6 月作成
発行 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
〒 160-0013
東京都新宿区霞ヶ丘町 4-1
<https://www.jpnsport.go.jp/>

©2024(独)日本スポーツ振興センター